

訪問介護サービス

サービス契約書

社会福祉法人 尊徳会  
訪問介護事業所 すずらん

TEL 0749-62-3630  
FAX 0749-68-3200

# 訪問介護 サービス契約書

様（以下、「利用者」といいます）と社会福祉法人尊徳会 訪問介護事業所「すずらん」（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者提供する訪問介護サービスについて、次のとおり契約を行います。

## 第1条 （目的）

事業者は利用者に対して、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護サービス（以下「サービス」といいます）を提供します。利用者は事業者に、提供された訪問介護サービスに対する所定の利用料及びその他の費用（以下、「利用料等」といいます）を支払います。

## 第2条 （契約期間）

この契約の契約期間は令和 年 月 日から始まり、利用者の要介護認定の有効期間の満了日をもって終了するものとします。ただし、契約終了の日の2日前までに、利用者が事業者に対して、契約終了を申し出ない限り、この契約は自動更新するものとします。この自動更新による契約の期間は、次の利用者の要介護認定の有効期間の満了日までとします。

## 第3条 （訪問介護計画の作成）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて「居宅サービス計画」に沿って「訪問介護計画」を作成し、利用者またはその家族に説明します。また、利用者の状況や希望を踏まえて「訪問介護計画」を変更するときも同様の取扱いを行います。

## 第4条 （サービスの内容）

事業者が、利用者提供するサービスの内容は以下のとおりです。

- 2 事業者は、訪問介護サービスを「訪問介護計画」に沿った内容で提供し、その内容を予め文書により利用者またはその家族に説明します。また、「訪問介護計画」が変更されたときも同様の取扱いを行います。
- 3 事業者は、サービス従業者を利用者の居宅に派遣し、「訪問介護計画」に沿って、重要事項説明書に定めるサービスを提供します。
- 4 前項のサービス従業者は、介護福祉士又は介護職員初任者研修を終了した者で行います。

## 第5条 （サービス内容の変更）

訪問介護計画の内容が、利用者の合意により変更され、事業者が提供するサービス内容または介護保険適用範囲が変更となる場合には、事業者は予めその内容を利用者に文書で説明し、承諾を得て新たな訪問介護計画を作成し、変更契約を締結するものとします。ただし、変更内容が利用者の費用負担の増減を伴わない場合には、利用者の承諾を得た上で、訪問介護の内容の変更合意書締結に代えることができます。

## 第6条 （サービス提供の記録）

事業者は、訪問介護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。利用者の確認を受けた後、その控えを利用者に交付します。

- 2 事業者は、サービス提供記録をつけることとし、サービス提供の日から2年間保管します。
- 3 利用者は、事業者に対して保管されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

## 第7条 (サービスの利用料)

利用者は、サービスにかかる【重要事項説明書】に定める利用料等に基づき計算された月ごとの合計額を事業者に支払います。

- 2 事業者は、利用月の利用料金の請求書に明細を添付して、翌月10日までに利用者へ送付します。
- 3 利用者は、利用月の利用料金を翌月27日までに（現金払・口座振込）により支払います。
- 4 事業者は、利用者から利用料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

## 第8条 (利用者負担)

サービス提供にあたり、必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道等の費用は、利用者の負担となります。

## 第9条 (サービスの中止)

利用者は、事業所に対してサービス提供の24時間前までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービスの利用を中止することができます。ただし、サービス提供の24時間前までに通知することなくサービスの中止（利用者の病変、急な入院などのやむを得ない事情によるサービスの中止は除く。）を申し出た場合は、事業者は利用者に対して次に定める料金の全部又は一部を請求することができます。

利用の24時間前までにご連絡の場合	無料
利用の24時間前までにご連絡がない場合	1 提供あたりの料金の50%

- 2 前項のキャンセル料金については、前条に定める利用料の支払いと合わせて請求します。

## 第10条 (利用料等の変更)

事業者は、この契約に定める内容のうち、利用料等の変更(増額又は減額)を行おうとする場合には、重要事項説明書の一部を変更する文書を作成し、利用料等の変更の予定日から1ヶ月以上の期間において、利用者へその内容を通知するものとします。

- 2 利用者が利用料等の変更を承諾する場合には、この契約の一部変更契約を事業者と締結します。
- 3 利用者は利用料等の変更を承諾しない場合には、その旨を事業者へ文書で通知することで、この契約を解約することができます。

## 第11条 (利用者からの契約の解約)

利用者は、契約期間中に、この契約を解約しようとする場合は、事業者に対して契約終了を希望する日の7日前までにその旨を申し出なければなりません。ただし、利用者へ病状の急変、緊急の入院などのやむを得ない事情がある場合には、契約終了を希望する日の7日前以内であっても申し出により、この契約を解約することができます。

- 2 つぎの場合、利用者は事業者へ通知することにより事前申出の期間を設けることなく、この契約を解約することができます。
  - (1) 事業者が正当な理由なしにサービスの提供を行わない場合
  - (2) 事業者が守秘義務に反した場合
  - (3) 事業者が利用者やその家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
  - (4) 事業者が破産した場合
  - (5) その他事業者がこの契約に定めるサービス提供を正常に行い得ない状況に陥った場合

## 第12条 (事業者からの契約の解除)

事業者は、事業規模の縮小、事業所の休廃止等、この契約に基づくサービスの提供が困難になるなどのやむを得ない事情がある場合には、利用者に対して、この契約の解約を予定する日から1ヶ月以上の期間において、利用者へ解約理由を示した文書で通知することにより、この契約を

解約することができます。

2 ただし、1ヶ月前までに事前申出のない場合には、この契約を解約することができます。

- (1) 利用者がこの契約に定める利用料等の支払いを3ヶ月以上遅延し、文書による利用料等の支払い催告を行ったにもかかわらず、催告の日から14日以内にその支払いがなかった場合
- (2) 利用者またはその家族などが事業者や従業員に対して、この契約を継続しがたいほどの不信行為を行った場合

### 第13条 (契約の終了)

次のいずれかに該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- (1) 利用者が介護保険施設に入所した場合
- (2) 利用者の要介護認定区分等が、自立と判定された場合
- (3) 利用者が死亡した場合

### 第14条 (秘密保持及び個人情報の保護)

事業者およびサービス従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は契約終了後も継続します。

- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議、医療上の緊急の必要性がある場合等において、利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において当該家族の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（磁気媒体情報及び伝送情報を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

### 第15条 (賠償責任)

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、その責任の範囲において、利用者に対してその損害を賠償します。

### 第16条 (緊急時の対応)

事業者は、現に訪問介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医、協力医療関係、救急隊又は緊急連絡先、ご家族に連絡を取り、救急治療あるいは救急入院などに必要な措置を講じます。

### 第17条 (身分証携行義務)

サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

### 第18条 (連携)

事業者は、訪問介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者および保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

- 2 事業者は、この契約に基づく「訪問介護計画」の写しを利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- 3 事業者は、この契約の内容が変更された場合または本契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

なお、第12条に基づいて解約通知をする際は、事前に居宅介護支援事業者に連絡します。

#### 第19条 (苦情対応)

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、訪問介護に関する利用の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

#### 第20条 (契約内容の履行と契約外事項の取扱いについて)

利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

この契約に定めのない事項については、介護保険法令、その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

#### 第21条 (合意裁判管轄について)

この契約について、やむを得ず訴訟となる場合は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを、利用者および事業者は予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日	令和	年	月	日
(事業者)	法人名	社会福祉法人	尊徳会	
	住所	〒529-0721		
		滋賀県長浜市西浅井町大浦	1788-3	
	理事長	榊原	尊	印

この契約に定めるサービスを提供する事業所について

事業所名 訪問介護事業所 「すずらん」  
事業所所在地 〒526-0023 滋賀県長浜市三ツ矢町 13-16  
指定事業所番号 第(2570301081)号

(利用者) 住所  
-----  
氏名 印  
-----

(代理人) 住所  
-----  
(成年後見人) 氏名 印  
-----

(利用者との続柄)  
-----